

議事日程(第3号)

平成25年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第42号 平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第43号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第44号 平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第45号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第46号 平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第47号 平成24年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第48号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第49号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第50号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第51号 須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 須恵町監査委員の選任について
- 日程第12 議案第53号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第54号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 発議第 1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第15 陳情書 本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書
- 日程第16 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の選挙
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第42号 平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第43号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

		ついて
日程第 3	議案第 4 4 号	平成 2 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	議案第 4 5 号	平成 2 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	議案第 4 6 号	平成 2 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議案第 4 7 号	平成 2 4 年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第 4 8 号	須恵町税条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 4 9 号	須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 5 0 号	須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 0	議案第 5 1 号	須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 5 2 号	須恵町監査委員の選任について
日程第 1 2	議案第 5 3 号	平成 2 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 3	議案第 5 4 号	平成 2 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	発議第 1 号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
日程第 1 5	陳 情 書	本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書
日程第 1 6		糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の選挙
日程第 1 7		委員会の閉会中の継続調査について
日程第 1 8		議員の派遣について

出席議員（ 1 4 名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
1 0 番 三 上 政 義	1 1 番 柴 田 真 人
1 2 番 長 澤 誠 司	1 3 番 藤 石 豊
1 4 番 原 野 敏 彦	1 5 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・	中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・	稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・	平 松 秀一	理事(地域振興課)・・	印 藤 勝 人
理事(図書館長)・・	今 泉 智 明	理事(公民館長)・・	安 川 敏 幸
総務課長・・・・・・・・	今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・	吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・・	合 屋 勝 秀	税務課長・・・・・・・・	櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・	畑 江 達 也	都市整備課長・・	安河内 久 人
上下水道課長・・	石 井 浩 二	子ども教育課長・・	稲 永 修 司
社会教育課長・・	川 津 政 文	出納課長・・・・・・・・	大 塚 信 夫
総務課参事・・	満 行 誠	監査委員・・・・・・・・	百 田 清 二

午前10時00分開議

議長（三角 良人） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。これより議事に入ります。

一括議題についてお諮りします。議案第42号から議案第47号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第1．議案第42号

日程第2．議案第43号

日程第3．議案第44号

日程第4．議案第45号

日程第5．議案第46号

日程第6．議案第47号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第42号平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第43号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第44号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第45号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第46号平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第47号平成24年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上、6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

決算審査特別委員長（合屋 伸好） おはようございます。

早速、決算審査特別委員会に付託されておりました議案第42号平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第47号平成24年度水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、一括して審査の内容と結果を報告いたします。

審査に際しましては、関係課より概要説明を聞くとともに提出資料をもとに、去る9月9日、10日、11日の3日間にわたり審査を行いました。事項別明細と詳細の内容につきましては、議長を除く議員13名全員の構成による特別委員会であったことから、この説明を省略いたします。

それでは各議案につき報告をいたします。

議案第42号平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。別冊決

算書の10ページでございます。実質収支に関する調書です。

歳入総額81億656万6,822円、対前年度比プラス2.2%に対し、歳出総額79億3,349万6,837円、対前年度比プラス2.7%で、歳入歳出差し引き額は1億7,306万9,985円でありましたが、繰越明許費繰越額が415万6,000円あり、実質収支額は1億6,891万3,985円と3年連続の黒字決算となっています。

また、実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支はマイナス3,842万524円ですが、これに2億1,901万7,000円の町有地売却収入等による財政調整積立金等を加えた実質単年度収支額は、1億8,059万6,476円と黒字となっています。

質疑内容を一部抜粋いたします。防災無線の追加設置について、聞こえるエリアに設置するため行政区に1器ではないということ。システム改修業務委託料の3,400万円について、今回主に外国人住民票に係る約2,000万円が要因であるということ。コミュニティバスについては、3年をめどにダイヤ等の改正を検討するという。固定資産税の伸びについては、住宅の新築が約6割の増加になったためということ。ほか自販機の件、校区コミュニティ補助金の件、自殺対策の件、不用額の件、ポケットパークの件、観光費の案内看板設置の件等があります。

以上、採決の結果、委員会は全員賛成で認定としています。

続きまして、議案43号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。同決算書の178ページです。実質収支に関する調書です。

歳入総額31億3,828万9,096円、対前年度比プラス6.6%に対し、歳出総額31億3,203万9,543円、対前年度比プラス6.5%です。歳入歳出差し引き額は624万9,553円で、繰越金を除く実質収支額も同額となっております。

また、単年度収支は295万8,063円のプラスでございます。

質疑はジェネリックの件、レセプト点検の件、長寿の町にランクインした件などでございます。

以上、採決の結果、委員会は全員賛成で認定でございます。

続きまして、議案第44号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。同じく同決算書の212ページであります。実質収支に関する調書です。

歳入総額2億5,037万2,541円、対前年度比プラス8.8%に対し、歳出総額2億3,822万1,100円、対前年度比プラス7.8%です。歳入歳出差し引き額は1,215万1,441円で、繰越金を除く実質収支額も同額となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で認定でございます。

議案第45号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。同決算書の230ページになっています。実質収支に関する調書です。

歳入総額 10 億 3,930 万 6,601 円、対前年度比プラス 12.7% に対し、歳出総額 10 億 3,184 万 2,477 円、対前年度比プラス 12.7% でございます。歳入歳出差し引き額は 746 万 4,124 円で、繰越金 80 万円を除く実質収支額は 666 万 4,124 円となっております。

採決の結果、委員会全員賛成で認定でございます。

議案第 46 号平成 24 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。同決算書の 252 ページでございます。実質収支に関する調書です。

歳入総額 8,057 万 6,034 円、対前年度比マイナス 14.4% に対し、歳出総額 7,697 万 1,337 円、対前年度比マイナス 15.5% でございます。歳入歳出差し引き額は 360 万 4,697 円で、繰越金を除く実質収支額も同額となっております。

採決の結果、委員会全員賛成で認定をしております。

続きまして、議案第 47 号平成 24 年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。別冊になります。平成 24 年度須恵町水道事業会計決算書の 1、2 ページをお願いいたします。

収益的収入、第 1 款水道事業収益の総額は決算額 5 億 8,100 万 1,544 円、対前年度比マイナス 6% に対しまして、収益的支出、第 1 款水道事業費用の総額は決算額 5 億 3,010 万 4,315 円、対前年度比マイナス 3.5% で、収支差額はプラス 5,089 万 7,229 円となっております。

なお、消費税別にいたしますと 3,490 万 8,832 円の黒字ということでございます。給水人口 1.25% 増に対し、総配水量は 2.4% の減少となっております。

続きまして、3、4 ページでございます。資本的収入は決算額 3,448 万 9,350 円、対前年度比マイナス 41.0% に対しまして、資本的支出は決算額 2 億 867 万 2,512 円、対前年度比マイナス 2.3% になっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 7,418 万 3,162 円は、損益勘定留保資金で補填されております。公共下水道に伴う水道管の整備は 16 件行われております。収入のマイナス 41% の大幅減は、主に石綿管改良工事事業の減に伴う補助及び起債等の減となっております。

採決の結果、委員会全員賛成で認定をしております。

以上、議案第 42 号から 47 号までの決算の認定について、決算審査特別委員会の報告でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第 42 号から議案第 47 号について質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより議案第42号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第42号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第42号平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第43号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第43号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第43号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第44号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第44号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第44号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第45号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第45号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第45号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第45号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第46号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第46号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第46号平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第47号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって議案第47号平成24年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7．議案第48号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第48号須恵町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） それでは、議案第48号須恵町税条例の一部を改正する条例につきまして、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は7ページから30ページとなっておりますけども、別紙の要約を配付いただいておりますので、そちらをお願いいたします。3ページつづりのものでございます。

まず資料1でございますが、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しでございます。下の表のように、4、6、8月分の仮徴収額を2分の1にすることにより、徴収額を平準化するというものでございます。

続きまして、2ページ目、資料2でございますが、金融証券に係る税制において、分離しておりました利子と配当を合算して申告することで、税制の整備を図るというものでございます。

続きまして、3ページでございます。3枚目です。非課税投資総額を、表のとおり現行最大300万円から500万円に改正をしております。

以上、地方税法のこの3改正に伴いまして、当該町の条例を一部、議案書12ページから30ページのとおり変更及び追加削除をするというものでございます。

質疑討論はあっておりません。委員会は全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第48号須恵町税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 4 9 号

議長（三角 良人） 日程第 8、議案第 4 9 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 4 9 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書 3 1 ページをお願いします。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律が公布され、同法による改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令、及び、地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じた附則の改正です。

3 4 ページ、新旧対照表をお願いします。附則第 3 項においては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債等の利子所得が対象に追加されたことに伴い、配当所得を配当所得等に改められています。

附則第 6 項においては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改則されたことに伴い、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定として整備されています。

3 5 ページの改正前の附則第 7 項、8 項、次のページの 9 項、1 1 項、及び 3 9 ページの 1 6 項については、法令では国民健康保険税について独立した規定がおかれていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものとなっています。

3 5 ページの改正後の附則第 7 項は、第 6 項において株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等と上場株式等に改則されたことにより、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、整備されたことに伴う規定の新設となっています。

3 6 ページの附則 8 項は第 1 0 項の規定の繰り上げ、3 7 ページの附則第 9 項は第 1 2 項の規定の繰り上げ、附則第 1 0 項は第 1 3 項の規定の繰り上げ、3 8 ページの附則第 1 1 項は 1 4 項の規定を繰り上げ、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子所得等が対象に追加されたことに伴い、配当所得を利子所得、配当所得、及び雑所得に改められており、附則第 1 2 項は 1 5 項の規定を繰り上げるものとなっています。

3 3 ページに戻っていただきまして、附則第 1 条、この条例は平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。第 2 条、改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、平成 2 9 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 8 年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第49号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 . 議案第50号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書40ページをお願いします。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布されたため当該条例の一部を改正する必要性が生じ、須恵町税条例に係る延滞金の例に準じた附則の改正となっています。

42ページ新旧対照表をお願いします。附則第3条は、延滞金の割合の特例の改正で、納期限後1カ月以内の割合の特例措置を、改正後では特例基準割合の定義を改め、延滞金の割合を特例基準割合に年1%を加算した割合に改め、納期限後1カ月を過ぎた後の割合について、特例基準割合に年7.3%を加算した割合を追加する内容となっています。

附則第1条で、この条例は平成26年1月1日から施行する。第2条、改正後の附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10．議案第51号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書43ページをお願いします。須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例は、平成22年10月8日の閣議決定を受け、緊急総合経済対策の趣旨に沿って、住民生活にとって大事な分野でありながら、十分でなかった分野であるDV対策や、自殺予防などの弱者支援や自立支援事業の強化を行うため、交付金を受け入れるための基金条例を設置し、基金の管理関係を条例化していたものです。

その基金を利用して、23年度、24年度の2年間、障がい児放課後対策事業に係る経費や、DV対策、自殺予防事業の強化経費に充て実施しましたが、平成25年3月31日限りで条例の効力が失効したため廃止をするものです。附則としてこの条例は公布の日から施行する。

質疑として基金条例廃止後のDV対策、自殺予防対策、障がい児放課後対策事業の実施と、経費の出どころについての質問があり、これらの事業については町の一般財源で継続して行うとのことでした。

文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11．議案第52号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第52号須恵町監査委員の選任についてを議題とします。まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第52号須恵町監査委員の選任について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書 4 4 ページでございます。住所、糟屋郡須恵町大字佐谷 3 8 7 番地 2、氏名、百田清二、生年月日、昭和 2 6 年 1 月 9 日。

任期は平成 2 5 年 1 2 月 2 2 日から 2 9 年 1 2 月 2 1 日までの 4 年間となっております。経歴は次ページのとおりとなっております。

地方自治法第 3 条第 1 9 6 項の規定に基づき、任期満了に伴い再任の同意を求めるものでございます。質疑はございません。

委員会は全員賛成で同意でございます。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意としております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 2 号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は賛成です。よって、議案第 5 2 号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 5 2 号須恵町監査委員の選任については、各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

ここで百田監査委員に、ただいま議会は、貴殿を須恵町監査委員に選任同意いたしましたので報告いたします。

日程第 1 2 . 議案第 5 3 号

議長（三角 良人） 日程第 1 2、議案第 5 3 号平成 2 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） 議案第 5 3 号平成 2 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）について、予算審査特別委員会の報告でございます。

別紙の平成 2 5 年度歳入歳出補正予算の 1 ページでございます。平成 2 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 6, 7 7 7 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ 7 9 億 2, 1 7 2 万円とする。2 項歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の廃止は、第2表地方債補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

4ページでございます。地方債補正でございます。交通安全対策事業債440万円の廃止でございます。歳入20款町債及び歳出8款土木費で補正をしております。

続きまして、次ページ、5ページでございます。債務負担行為補正でございます。粕屋南部消防組合負担金平成24年度借入債償還分、平成25年から29年までの5年間分87万円の追加となっています。

それでは、事項別明細により説明をいたします。6ページからでございますが、歳入です。8款地方特例交付金は確定による追加計上。9款地方交付税は不足分のバランス調整。13款国庫支出金は交通安全施設事業の決定による減額。14款県支出金は、主に私立保育園の処遇改善に対する人件費の補助でございます。18款繰越金は平成24年度分実質収支額の繰り入れとなっています。19款雑収入は各返納金と災害補償金。続いて20款町債は交通安全対策事業の決定による減額となっています。

歳出につきましては、主なものを抜粋いたします。

10ページをお願いいたします。3款民生費は、社会福祉協議会事務局長の交代に伴う減額と、介護予防対策費の返納金の増額となっております。

12ページです。3款民生費は歳入14款の私立保育園の処遇改善に対する人件費の補助2年分でございます。補助率は100%でございます。

14ページです。6款農林水産費は農区申請分水路改良費になっております。8款土木費では交通安全施設事業の決定による国庫支出金及び町債の減額です。

16ページです。消防費では粕屋南部消防組合出張所用地買収費が計上をされております。以下、10款においては主に人件費の増額補正というふうになっております。

質疑でございますが、社会福祉協議会費人件費の件、保健センター冷凍冷蔵庫の件、農業水路補修整備の件、保育士と処遇改善臨時特例事業費補助金の件、図書館の3町合同電算システムの件などとなっております。

以上、委員会は全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第53号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13．議案第54号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について文教厚生委員会の審査報告をします。

別冊補正予算書22ページをお願いします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額からそれぞれ472万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8,476万1,000円とするものです。

歳入の補正は25、26ページ、3款1項療養給付費等負担金、2項財政調整交付金、6款2項県の財政調整交付金は、歳出の後期高齢者支援金納付金と介護納付金の確定により、国、県の補助率による減額補正です。

3款2項国の財政調整交付金の普通調整交付金は、特定軽減世帯の延長に対するシステム改修委託金が全額、補助対象として補正されています。

5款1項前期高齢者納付金、支払基金からの確定通知による減額補正です。

9款繰越金は前年度の繰越金が確定していますので今回補正されています。

歳出では27、28ページ、1款1項一般管理費委託料は特定継続世帯の延長に対する電算システムの委託料の補正です。3款後期高齢者支援金と4款前期高齢者納付金と30ページの6款介護納付金が確定したことによる増額補正です。

9款1項国庫支出金等還付金は24年度の実績により、退職者医療の療養給付費負担金の超過分と特定健診の国・県補助金の前年度の精算金として503万3,000円が返還金として補正されています。

10款予備費は、収支の調整により補正計上されています。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14．発議第1号

議長（三角 良人） 日程第14、発議第1号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） それでは、発議第1号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書提出について、総務建設産業委員会の報告でございます。

提出議員、松山力弥議員、賛成議員、荒木敏光議員、意見書の提出先、内閣総理大臣ほか5大臣と衆参議長になっております。

提案理由は当初、松山議員より説明があり、また記載のとおりでございます。同発議は平成24年第3回定例会におきまして、全国森林環境税創設促進議員連盟より提出されていたものを当議会は全員賛成により採択し、全国585市町村が意見書を提出しておりました。

しかしながら、平成25年度税制改正大綱におきまして、消費税法と改正法第7条の規定に基づき、早急に総合的な検討を行うという表現にとどまり、制度創設にはいま一步のところでは至っていないというものでございます。

今回タイミングを計り、再度、提出されたものでございます。委員会は全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、本意見書について採決に入ります。本意見書に対する各委員長の報告は可決です。よって、本意見書は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出については委員長報告のとおり可決されました。

日程第15．陳情書

議長（三角 良人） 日程第15、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書を

議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 失礼しました。陳情でございます。本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書について、総務建設産業委員会の報告です。

提出者、福岡市博多区千代4の30の2の4階、日本会議理事長山本泰藏氏でございます。

国旗及び地方自治体旗はそれぞれの象徴であり、掲揚は常識であるとされております。

また、福岡県市町村議会の状況を鑑みた上、採決の結果、委員会は全員賛成で採択をしております。以上です。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で採択としております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する各委員長の報告は採択です。よって、本陳情を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書は採択することに決定しました。

日程第16．糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の選挙

議長（三角 良人） 日程第16、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。本件については、選出母体を議会から1名と決定しておりましたので、三上政義議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました三上政義議員を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、三上政義議員を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と決定しました。

三上政義議員に会議規則第32条の第2項の規定により、告知します。

ここで、三上政義議員に当選の御挨拶をお願いします。

議員（10番 三上 政義） ありがとうございます。めでたくですね、無投票当選をさせていただきました。ありがとうございます。皆様方の御協力、御指導を得ながらですね、あの財産組合の今後のさらなる発展のためにですね、努力をしております。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

日程第17．委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より町公共施設老朽化調査について、文教厚生委員会より文教施設訪問について、委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

日程第18．議員の派遣について

議長（三角 良人） 日程第18、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣についてはお手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。
会議を閉じます。平成25年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時58分閉会
